

群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト2026 事業委託 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等が変更や中止となることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

1 業務の名称

群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト2026

2 業務の趣旨・目的

求職者及び非正規雇用の女性を対象として、汎用性が高く実践的なITスキルの習得機会と就労支援を一体的に提供することで、県内企業への就労及び正社員等へのキャリアアップを促進し、女性の経済的自立並びに県内企業におけるIT人材の確保に資することを目的に実施します。

については、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で事業提案を募集します。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 見積上限額

14,988,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※免税事業者については、13,625,455円とします。

※費用から受講料収入を引いた金額が上記金額以内であるかを審査します。群馬県から支払う委託料についても、費用から受講料収入を引いた額となりますので、御注意ください。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。ただし、有料職業紹介事業の許可を受けている法人に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。

- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 質問受付 令和8年2月27日（金）17時まで
※詳細は「8 質問の受付」参照
- (2) 参加申込 令和8年2月27日（金）17時まで
※詳細は「9 参加申込」参照
- (3) 募集締切 令和8年3月11日（水）17時必着
※詳細は「10 応募の手続等」参照
- (4) 審査会 令和8年3月23日（月）※予定
※詳細は提案者あてに別途連絡します。
- (5) 結果通知 令和8年3月末 ※予定

8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 質問票（様式1）に質問を記載し、電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限 令和8年2月27日（金）17時まで
- (3) 提出先 「13 問合せ先」に記載のとおり
※電子メールの件名は「群馬県IT人材育成×女性就労支援
MAITSURUプロジェクト2026に係る質問／事業者名」としてください。
- (4) 回答 質問受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を群馬県ホームページに公開します。（事業者名は公表しません。）

9 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。参加申込書の提出がない場合は、本公募に参加できません。

- (1) 提出方法 参加申込書（様式2）を電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限 令和8年2月27日（金）17時まで
- (3) 提出先 「13 問合せ先」に記載のとおり
※電子メールの件名は「群馬県IT人材育成×女性就労支援
MAITSURUプロジェクト2026に係る参加申込／事業者名」としてください。

10 応募の手続等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（任意様式）

※記載内容は 10(2) のとおり

※企画提案書本書は A4 版とし、ページ数は企画提案書表紙（様式 3）を除き、30 ページ以内に収めてください。

ウ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

エ 有料職業紹介の許可証の写し

オ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。コピー可）（＊）

カ 決算書（直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分））（＊）

※事業開始後に一度も決算を行っていない場合（営業期間が 1 年未満の場合）は提出不要

キ 納税証明書（＊）

国税：「その 3 の 3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）

群馬県税：県税に滞納がないことの証明（完納証明・群馬県県税条例施行規則第 45 条の 3 様式）

※群馬県外事業者で本県内に営業所等がない場合は県税に滞納がないことの証明は提出不要

ク 法人の概要が記載されたパンフレット等

ケ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）（様式 4）（＊）

コ 課税（又は免税）事業者届出書（様式 5）

サ 女性活躍を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「女性活躍等推進企業」という。）の該当状況報告書（様式 6）

※（＊）印の付いた書類については、「令和 6・7 年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要です。

(2) 企画提案書本体（任意様式）の記載内容

ア 本事業に関する基本的な考え方

イ 事業内容

（ア）IT 人材育成講座の実施内容・方法、目指す習得スキル・就労、受講者募集の方法（習得スキルや想定される職種、及び就労につながる根拠を盛り込むこと）

（イ）キャリア支援の実施内容・方法

（ウ）就労支援の実施内容・方法

（エ）就労状況アンケートの実施内容・方法

ウ 事業実施のスケジュール

エ 事業実施体制

※個人情報管理体制を含む（個人情報取扱責任者・取扱担当者、個人情報管理体制、漏えい等防止措置、漏えい等事故発生時の報告手順を盛り込むこと）

オ IT 人材育成及び就労支援に関する取組実績

カ その他

見積上限額の範囲内において、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(3) 提出方法

電子メールで 10(1)ア～サまでの提出書類を電子データで提出してください。

※電子メールの件名は「群馬県 IT 人材育成×女性就労支援

MAITSURU プロジェクト 2026 に係る企画提案書／事業者名」としてください。

※電子メールは 1 通につき 7MB まで受信可能です。

※7MB を超える場合は、複数回に分けて提出する等により提出ください。

※上記でも困難な場合は、下記「13 問合せ先」あてに電話にて連絡ください。

※提出書類は本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

(4) 提出期限

令和 8 年 3 月 11 日（水）17 時 必着

(5) 提出先

「13 問合せ先」のとおり

(6) その他事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

11 審査

(1) 審査方針

事業提案の審査・選定は、「11(4) 審査基準」に基づいて、審査会が行います。審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

なお、審査基準とは別に、「女性活躍推進企業」（上記 10 (1) サ）について評価する項目を設定し審査します。

(2) 優先交渉者の選定方法

1 者ずつプレゼンテーション審査を実施し、各事業の審査基準に照らし合わせて最も優れた事業提案を行った提案者を優先交渉者に選定します。

なお、応募多数の場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局による書類審査によりプレゼンテーション審査参加事業者を決定する場合があります。

(3) 審査会

ア 実施日 令和 8 年 3 月 23 日（月）※予定

イ 会場 群馬県庁会議室（群馬県前橋市大手町 1-1-1）

※ 時間・会場詳細等は提案者あてに別途連絡します。

ウ 実施方法

・ 1 者あたり 2 名までの出席とします。

・ プrezentationは、提出済みの企画提案書を利用し、新たな説明資料の追加は認めません。

※パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません（説明者の手元での PC 使用は可能ですが、PC を使っての説明やプロジェクター投影はできません）。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象としません。

※オンラインにてプレゼンテーションを実施する場合があります。

(4) 審査基準

概ね以下の審査基準に基づき審査します。

ア 事業全般

- (ア) 女性のIT人材育成及び就労につながる事業として効果が期待できるか。
- (イ) 見積金額とその配分に妥当性があるか。
- (ウ) 事業実施のスケジュールに妥当性があるか。
- (エ) 事業執行に十分な体制があるか。

イ 事業詳細

(ア) IT人材育成講座

- ① 実施内容・方法、目指す習得スキルは、群馬県内企業等の人材ニーズや求人の動向に則しており、習得スキルを活かした就労につながることが期待できる内容か。
- ② 講座時間数はスキル習得に適当な時間数となっているか。
- ③ 知識の習得だけでなく、受講者が実際に操作をする実践的な内容が入っているか。
- ④ 受講者募集の実施方法・時期は適切かつ効果的か。事業説明会の実施時期は適切か。
- ⑤ 受講者同士が交流・相談できる体制は構築されているか。
- ⑥ 受講料の設定は妥当か。

- (イ) キャリア支援は、参加者のキャリア形成及び就職活動に向け、適切な支援が設計されているか。

(ウ) 就労支援

- ① 参加企業開拓・募集方法は適切か。
- ② 習得スキルを活かして就労できる企業の参加が見込めるか。
- ③ 県内企業への就労につながる内容か。

- (エ) 就労状況の把握方法（実施方法、アンケート項目等）は適切か。

(5) 審査結果

- ・審査結果は、採否にかかわらず全ての提案者に書面で通知します。
- ・優先交渉者名については、通知発送後に群馬県ホームページ上にて公表します。

12 契約

- (1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、群馬県との交渉で決定します。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1(群馬県庁11階)

群馬県産業経済部労働政策課人材活躍支援室リスクリング推進係

電話: 027-226-3403 E-mail: rouseika@pref.gunma.lg.jp